

山口県報

平成25年
11月19日
(火曜日)

目次

規則
 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(給与厚生課).....
 告示
 解除予定保安林(岩国市)(二件)(森林整備課).....
 公告
 国土調査の成果の認証(地域政策課).....
 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....
 公共測量の実施(監理課).....
 公安委告示
 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第一項の講習会の開催.....



県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十一月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第五十二号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十

三年山口県規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四号八中「うるし」の下に「、テレピン油」を加え、同表第七号ヲ中「ル」を「カ」に改め、同号中ヲをヨとし、ルをカとし、ヌをワとし、ワの前に次のように加える。

ル 一・二 ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん
ヲ ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

別表第一第七号中リを又とし、へからちまでをトからリまでとし、ホの次に次のように加える。

へ ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、平成二十五年十月一日から適用する。



山口県告示第四百四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があった。

平成二十五年十一月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

一 解除予定保安林の所在場所

岩国市御庄字久津神一〇九の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百四十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保

安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十五年十一月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 解除予定保安林の所在場所
岩国市御庄字久津神一〇九の一(次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的
干害の防備
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)



(三九〇) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十五年十一月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下関市	平成二十三年四月二十八日から平成二十五年一月三十一日まで	下関市地籍図 下関市地籍簿	彦島杉田町一丁目、彦島杉田町二丁目及び彦島角倉町三丁目の各一部
" "	平成二十三年四月二十八日から平成二十五年二月二十四日まで	" "	菊川町大字下保木の一部
宇部市	平成二十三年四月十一日から平成二十五年三月四日まで	宇部市地籍図 宇部市地籍簿	大字檢小野の一部
下松市	平成二十三年四月十一日から平成二十五年三月十一日まで	下松市地籍図 下松市地籍簿	大字切山、大字来巻、大字河内、東和一丁目及び東和二丁目の各一部
岩国市	平成二十三年四月十一日から平成二十五年二月二十五日まで	岩国市地籍図 岩国市地籍簿	周東町祖生の一部

二 認証年月日

平成二十五年十一月十九日

(三九一) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十六年一月六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年十一月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年十一月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 ヴァイセアドラー山口

代表者の氏名 鷲頭 崇

主たる事務所の所在地 萩市大字川島二九三番地

三 定款に記載された目的

地域住民や子どもに対して、スポーツを通して夢を与え、プロ選手などによるイベント開催、スポーツ大会やスポーツスクールの主催・運営等の事業を行うことにより、スポーツの振興及び子どもの健全育成に寄与すること。

(三九二) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十五年十一月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

一 作業の種類

公共測量(空中写真測量)

- 二 作業の地域
山口市
- 三 作業の期間
平成二十五年十一月一日から平成二十六年三月三十一日まで



山口県公安委員会告示第五十八号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。）第五条の
三第一項の規定により、講習会を次のとおり開催する。

平成二十五年十一月十九日

山口県公安委員会

- 一 講習会の受講対象者
 - (一) 初心者講習会
 - 法第四条第一項第一号の規定による許可を受けようとする者
 - (二) 経験者講習会
 - 法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けようとする者
- 二 講習会開催の日時及び場所
- (一) 初心者講習会

開催の日時	平成二六、 二、一三 午前九時三〇分 四、一七 ” 六、一九 ” 八、二二 ” 一〇、一六 ” 一二、一六 ”	開催の場所	山口県警察本部
開催の日時	(二) 経験者講習会	開催の場所	

平成二六、 一、二七 午後一時	山口県山陽小野田警察署厚狭幹部交番
平成二六、 一、二三 午後一時	山口県警察本部
平成二六、 二、一〇 午後一時	山口県岩国警察署岩国西幹部交番

平成二十五年十一月十九日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁